

笠岡市新病院基本計画策定業務委託に係る

プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、笠岡市立市民病院の建替えを進めていくにあたり、笠岡市新病院基本計画策定業務を委託する事業者を、プロポーザル方式で選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 笠岡市新病院基本計画策定業務
- (2) 履行場所 笠岡市中央町
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日
- (4) 業務内容 別紙笠岡市新病院基本計画策定業務仕様書のとおり

3 実施形式 公募型

4 見積限度額 14,930千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 スケジュール

- (1) プロポーザル実施の公示及び実施要領公表 令和4年 8月15日（月）
- (2) 質問書受付期間 令和4年 8月15日（月）から
令和4年 8月25日（木）12時まで
- (3) 質問書に対する回答期限 令和4年 8月30日（火）17時まで
- (4) 参加申込書の提出期限 令和4年 8月15日（月）から
令和4年 8月31日（水）17時まで
- (5) 参加辞退届の提出期限 令和4年 9月 9日（金）17時まで
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期間 令和4年 8月29日（月）から
令和4年 9月 9日（金）17時まで
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング実施 令和4年 9月29日（木）（予定）
30日（金）（予定）
- (8) 審査結果通知日 令和4年10月11日（火）まで

6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和4年度笠岡市競争入札（見積）参加資格名簿へ登録があること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、笠岡市税）を滞納していないこと
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (5) 参加資格申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと
- (6) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に笠岡市から指名停止措置を受けていないこと
- (7) 公告日から過去10年以内に、国、独立行政法人国立病院機構、都道府県、市町村が設置する病院、または、医療法第七条の二に規定する病院の新築・増改築計画に係る、基礎調査・あり方検討もしくは基本構想の策定もしくは基本計画の策定支援に係る業務を元請として受託した実績を有していること
- (8) 本業務の実施に当たり、統括責任者及び主任担当者を置くこと。なお、統括責任者は、本業務と類似する業務に通算15年以上携わっている者を配置すること
- (9) 業務体制上に次の有資格者を配置すること
 - ア 医業経営コンサルタント
 - イ 医療情報技師
 - ウ 一級建築士

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

- (1) 受付期限 令和4年8月31日（水） 17時まで（時間厳守・郵送の場合必着）
- (2) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は、土日祭日を除く、8時30分から17時00分まで
- (3) 提出書類 ①参加申込書（様式1）
②納税証明書（国税、岡山県税（該当がある場合）、笠岡市税（該当がある場合）に滞納が無いことの証明）
- (4) 提出場所 〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市健康福祉部病院建設推進室 担当：斎藤
- (5) その他 笠岡市における競争入札参加資格者名簿への登録がない場合は、遅くとも企画提案書提出期限までには必ず登録を完了していること。

8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和4年9月2日（金）までに、参加の可否を通知します。（様式2）
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたFAXへ通知

9 企画提案書

- (1) 受付期間 令和4年8月29日（月） から
令和4年9月9日（金） 17時まで（時間厳守・郵送の場合必着）
- (2) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は、土日祭日を除く、8時30分から17時00分まで

- (3) 提出書類 企画提案書（正本1部 副本10部）
- ア 企画提案書提出届（様式6）
 - イ 会社概要（様式7）
 - ウ 業務実績調書（様式8）
 - エ 業務実施体制・配置予定者調書（様式9）
 - オ 配置予定の統括責任者・主任担当者の経歴等の状況（様式10）
 - カ 工程表（任意様式）
 - キ 企画提案書（作成要領は（4）企画提案書作成要領を参照すること）
 - ク 参考見積（様式11）
 - ケ 見積内訳書（任意様式）

（アからケまでをA4 縦左綴りで全てのページに番号を付してください。）

- (4) 企画提案書作成要領
- ・企画提案書は業務委託仕様書4 業務内容（1）～（6）について提案を行うこと。
 - ・企画提案書は各業務内容について2 ページ以内とし、A4判もしくはA3判、横長、横書き、左綴り、片面印刷とし、頁番号を付すこと。A3判の場合はA4 折込みで綴じること。
- (5) 提出場所 〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市健康福祉部病院建設推進室 担当：斎藤
- (6) 注意事項 原則企画提案書は1社1案とします。
企画提案書を受け付けた後の追加や修正は認めません。

10 質問回答

- (1) 質問方法 質問書・回答書（様式5）により
病院建設推進室へメール又はFAXで通知
- (2) 質問書送付先 メールアドレス byouinkensetsu@city.kasaoka.lg.jp
FAX番号 0865-69-2182
※FAXの場合はあわせて電話連絡すること（TEL 0865-69-1144）
- (3) 質問締切 令和 4年 8月25日（木）12時
- (4) 質問回答期限 令和 4年 8月30日（火）17時
- (5) 質問回答方法 参加業者全社へ FAX
ホームページへ掲載

11 ヒアリング（プレゼンテーション）

- (1) 日時 令和 4年 9月29日（木）、30日（金）（予定）
時間等の詳細については、別途通知します。
- (2) 場所 笠岡市役所会議室（別途通知します）
- (3) 出席者 3名以内
- (4) その他
- ・プロジェクター、スクリーン、パソコンは笠岡市で準備します。ただし、説明に使用する電子データは提案書と同一又は抜粋されたものとし、追加は認めません。
 - ・会場参集を予定していますが、状況によりオンライン（zoom）に変更する場合があります。

1.2 評価基準 別紙評価基準書のとおり

1.3 選考方法

- (1) 評価基準書に基づき、企画提案書、ヒアリング（プレゼンテーション）等の審査により行います。
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の者と交渉を行います。
- (3) 評価点の合計が同点の場合の決定方法
 - ①見積書の金額が低い者を優先
 - ②審査員全員による多数決
- (4) 参加者が1社の場合、基準点全体の70%以上の評価点のときに、随意契約の交渉を行います。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。
 - ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - エ ヒアリング（プレゼンテーション）に参加しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - カ 参考見積書の金額が見積限度額を超えている者

1.4 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、ヒアリング（プレゼンテーション）に参加した全社に次の事項を書面で通知します。ただし失格となった場合は、別途通知します。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称のない得点一覧

1.5 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、笠岡市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合があります。

しかし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認める情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とします。
- (3) 提出期限以降における訂正、差換えは、市から指示があった場合を除き認めません。
- (4) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の責任者および担当者は原則変更できないものと

します。やむを得ない理由で変更する場合には、笠岡市と協議の上決定するものとします。

16 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。ただし、笠岡市が認めた場合（一部の業務を第三者に再委託する）はその限りではありません。
- (3) 個人情報を取扱う場合には、笠岡市個人情報保護条例、笠岡市個人情報保護条例施行規則、笠岡市情報セキュリティポリシーに基づきこれを適切に取り扱うものとします。また、委託業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により笠岡市又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するものとします。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について笠岡市と受託者で協議のうえ定めるものとします。
- (4) その他契約に関する条項は笠岡市契約規則によります。

17 その他

- (1) 仕様書に記載のない事柄についても、積極的に提案をし、当該事業がより良いものになるようにすること。
- (2) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を笠岡市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。
- (4) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があった時は公開することがあること。
- (5) 当該業務の受注者から提出された資料（企画提案書を含む）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があった時は公開することがあること。
- (6) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成したものに帰属するものとしますが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより笠岡市が無償で使用できるものとします。

18 問合せ先

笠岡市健康福祉部病院建設推進室 担当：斎藤
〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1
電話 0865-69-1144
FAX 0865-69-2182
E-mail byouinkensetsu@city.kasaoka.lg.jp